

ビジネスマッチング取次規程

宮城県企業人材支援協同組合（以下、「本組合」といいます）は、組合員のビジネスマッチングについて以下の通り定める。

第1条（目的）

本組合理事の保有する情報データベースの中から、企業または個人の紹介取次を行う諸条件を規程するものである。

第2条（紹介業務の内容）

組合員は、本組合が定める書式による申込書を本組合に提出する方法により紹介取次を申し込む。本組合が紹介取次の可否について審査し、組合員からの申し込みを承諾したときにビジネスマッチング契約が成立する。以下、本条により成立した契約を「ビジネスマッチング契約」といい、本組合の行う紹介取次を「ビジネスマッチングサービス」という。

第3条（組合員の責任による義務の履行）

組合員はその責任と費用において、顧客に対し商品売買契約、役務提供契約、その他の契約に基づく義務を履行するものとし、当該義務の履行に対する売買代金債権、役務提供料金債権、その他一切の債権の回収も組合員の責任において顧客から回収する。組合員と、本組合が紹介した顧客との間に生じた取引上その他の問題、紛争等については、すべて組合員が処理、解決するものとし、本組合は責任を負わない。

第4条（期間）

ビジネスマッチング契約の有効期間は申込日から3ヶ月経過する日までとする。

2.期間の延長については、有効期間満了の30日前までに組合員と本組合が協議の上、期間を延長することができる。

第5条（紹介取次手数料）

ビジネスマッチングサービスにより紹介取次した顧客と組合員との間で組合員の提供する商材（物品、役務の提供など種類は問わない）に関する契約（以下「商材契約」という。）が成立したときは、組合員は、本組合に対し、商材契約に基づく売上げの1%を下限として組合と組合員との個別協議により定める紹介取次手数料を支払う。

2.前項の紹介取次手数料の支払方法は、本組合の指定する金融機関に振込で支払うものとし、送金手数料は組合員の負担とする。

3.紹介取次手数料の支払い期日は、商材契約に基づく売上げが発生した日が属する月の翌々月末日とする。ただし、本組合と組合員との協議により支払い期日を変更することができる。

4. 商材契約が継続的契約の場合、最初の支払い期日は前項と同様とし、以降は各月の月末とする。
5. 本条に定める紹介取次手数料の発生対象となる商材契約に基づく売上げは、本組合がビジネスマッチングサービスを行った以降に成立した商材契約に基づく売上のすべて（商材契約の締結時期がビジネスマッチング契約の有効期間に含まれるか否かを問わず、紹介取次の目的とした契約内容であるか否かも問わない）とする。ただし、紹介料の授受が他の法令等により禁止されている場合には、紹介取次手数料は発生しない。
6. 前項の規定にかかわらず、本組合は、組合員との協議により、紹介取次手数料の発生対象となる商材契約に基づく売上げを限定することができる。
7. 紹介取次手数料の発生対象となる商材契約に基づく売上げか否かについて疑義が生じたものについては、本組合が組合員に対して顧客を紹介取次したと商材契約の成立との因果関係の度合いを指針として、本組合と組合員とで誠実に協議して対象となるか否かを決定するものとする。
8. 本組合のビジネスマッチングサービスを受けた組合員が、故意に紹介取次手数料の発生条件の成就を妨げた場合には、紹介取次手数料の発生条件が成就したものとみなし、組合員は、本組合に対し、本条に定める紹介取次手数料を支払う義務を負う。

第6条（秘密保持）

組合員および本組合はビジネスマッチングサービスに関連して知りえた相手方の経営内容その他本規程に定める業務に関連する一切の情報(以下「秘密情報」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による事前の承諾なくして、ビジネスマッチング契約を履行するために必要のある役員及び従業員その他自己の業務に従事している者(パート社員、派遣社員を含むがこれに限らない)以外のものに漏洩または開示してはならない。なお、次の各号の情報については、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示を受けたときにすでに公知であったもの。
 - (2) 開示を受けたときに既に自己が知りえたもの。
 - (3) 開示を受けた後に自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの。
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。
2. ビジネスマッチングサービスの履行以外の目的で、秘密情報を流用、流用及び複製しない。

第7条（報告義務）

組合員は、本組合が紹介した顧客との間で、商材契約を締結した場合、商材契約に基づく売上が発生する都度、本組合が求める情報（商材契約の情報、商材契約に基づく売上の情報など）を、証拠を添付して速やかに報告しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、本組合は、組合員の前項に基づく報告義務を免除し、または組合員に有利に変更することができるものとする。

3.第1項の他、組合員は、本組合の求めがあるときには、本組合が求める情報を証憑を添付して速やかに報告しなければならない。

第8条（規程変更）

理事会にて、この規程を変更することがあり、組合員はこれを承諾するものとする。この変更は、本組合が提供する手段を通じ、随時組合員に対して発表する。

第9条（その他）

本規程に定めない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

2023年8月1日 制定